

当社における労働者派遣事業における情報について(お知らせ)

労働者派遣法第 23 条第 5 項(同法施行規則第 18 条の 2)に基づき、当社の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

令和 7 年度 (2024 年 10 月～2025 年 9 月)

- ① 派遣労働者数 0 名
- ② 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 事業所件数 0 社
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均金額 稼働実績・予定なし 円
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額 稼働実績・予定なし 円
- ⑤ マージン率等の情報公開 稼働実績・予定なし %
- ⑥ 法第 30 条の 4 条 1 項の労使協定 協定有効期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
協定対象派遣労働者の範囲：派遣先でソフトウェア開発の業務に従事する従業員
- ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
- ・キャリアコンサルティングの相談担当窓口（担当：榎田 健三郎）
 - ・教育訓練
- （キャリアアップに資する内容）

訓練項目	訓練の内容等
業務担当基礎Ⅰ研修（1 年目）	WEB エンジニアとしての基礎的な実務 テキスト：Web エンジニアの教科書
業務担当基礎Ⅱ研修（2 年目）	実務的なコードを作成するための実務 テキスト：リーダブルコード
業務担当応用Ⅰ研修（3 年目）	JavaScript を使用するための実務 テキスト：Effective JavaScript
業務担当応用Ⅱ研修（4 年目以降）	JavaScript をより実践的に使用するための実務 テキスト：JavaScript 本格入門
リーダー研修（4 年目以降）	リーダーになるための意識付け テキスト：リーダーシップ開発の基本、これからのマネージャーの教科書

- ⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる認められる事項
- ・積極的な情報公開
 - ・派遣労働者の福祉の増進